

# 広報 ごじょうめ

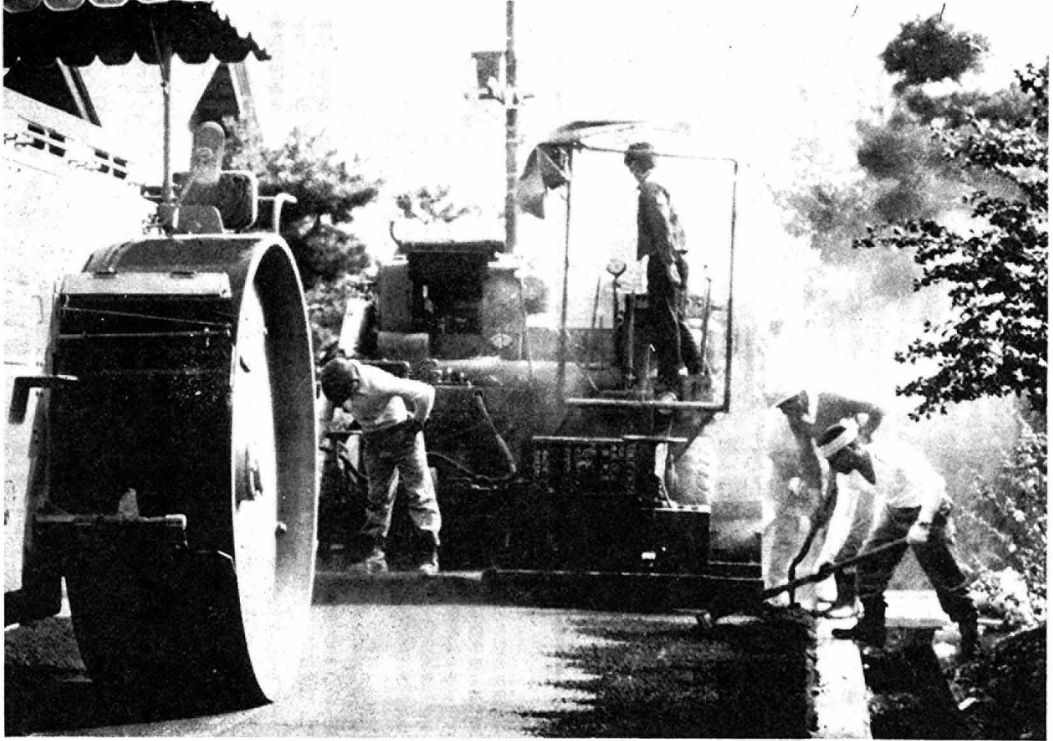
発行所 秋田県五城日町役場 編集 総務課 電話(018876)代 2100番  
印刷所 湖東印刷所 電話(018876)2430番 (一部 五円)  
郵便番号 018-17 毎月 1日・15日発行

## 人口と世帯

世帯数 3,912 世帯  
人口 17,939 人  
内訳 { 男 8,680 人  
女 9,259 人

住民登録調 (47年10月末現在)

転入・転出の場合はかならず窓口へ届出ください。



写真は西野部落内を舗装しているところ

本町では重要施策の一つとして、道路の整備をあげ、幹線道路をはじめ、その他産業振興に必要な道路、街路の整備を推進している。

大川の穀倉地帯を従貫する農免道路は、46年度その完成をみたが、今年度と来年度で舗装も完成することになっている。

モータリゼーション時代を迎えている現在、今更その重要性を説くわけではないが、道路を整備することがその町の産業を盛んにし、年々広域化する行政を末端まで浸透

## すすむ

## 農道舗装

させる機能を果し、ひいては観光客の誘引にもつながる。従来道路舗装は生活道路、いわゆる国県道、街路等が主役を果たしてきたが、昨年頃から道路行政に対する国の姿勢が変わり、農林省の管轄下においても農道の整備舗装ができるようになった。ただ若干の規制があるので、どこでもというわけにいかの残念だが、やがては部落の中を通る道路は勿論すべての農道が整備舗装され、快適な農作業が出来る日もそう遠くはないと思われる。

大政官布告第七八号で発行となりはじめのうきは「はがき」の文字が一定しなくては、その語源について論争が生じ「はしがき」即ち端書の意として表示されたのもあつたといわれている。

遊学の子が小遣いせびりに電報電話をやめトレンチで、はがきで訴える「伊藤博文三人至急」(千円札三枚、参千円至急送れ)の意味で、その返事も「四人送る一人貯金に回せ」と、葉書が着いた途端に親が負け、家庭の空気がやわらぎ、千円札一枚多く送金されるところにはがきの魅力がある。

紙、切手、を必要としない利用度も多種多様である。葉書が五円であつた頃、月一回消息を葉書に託す親睦会に五円、十円となり会名も互睦会にしてつづけている。

一見虚礼のそりもあるが受けて方更悪くないのにお年玉つき年賀葉書がある、印刷された文でもちよびり直筆があると親近感がわく。

つい今朝も、歌まつりの葉書下さいと窓口に来たお客様に、往復はがきですかと問う前に生活と密接せる一枚のはがきに重要性を感ずる。戦争から平和、ご年輩の方々には老練五厘の葉書に想ひ出も数多いと思います。



金子松之助

はがき礼讃



に郵便  
葉書を  
入れた  
のは明  
治六年  
十一月  
十九日

# 健康大学開設

～ 自らの健康は自らの手で守る ～

昨年年度までの三年間「農村婦人の健康相談室」として婦人の健康管理を実施しましたが、今年度から県の提唱などによって「健康大学」を開設することにになりました。

◆第二回講座  
 期日：十一月十五日(水)  
 時間：前十時～後二時半  
 △疾病予防講座  
 一〇、〇〇〇～一、三〇〇  
 ・テーマ「耳の疾患とその予防について」  
 講師：秋田大学医学部教授 戸川清

◆健康診断一、〇〇〇～三、〇〇〇  
 ・内容：血圧測定、血液検査、尿検査など

◆第三回講座  
 期日：十一月二十四日(金)  
 時間：前十時～後二時半  
 △地区診断  
 一〇、〇〇〇～一、三〇〇  
 ・講師：五城目保健所の現状分析とその対策について  
 ・テーマ「環境衛生の現状分析とその対策について」  
 講師：五城目保健所、役場保健衛生課担当職員

◆生活環境講座  
 ・テーマ「食品の衛生管理について」  
 一、〇〇〇～二、三〇〇

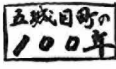
◆第四回講座  
 期日：十二月十一日(月)  
 時間：前十時～後二時半  
 △農村医学講座  
 一〇、〇〇〇～一、三〇〇  
 ・テーマ「農業と健康管理について」  
 講師：県医師会医学会幹事 高野喜正

△地域活動講座  
 一、〇〇〇～二、三〇〇  
 ・テーマ「地域組織とその活用について」  
 講師：五城目保健所、役員保健衛生課担当職員

◆第五回講座  
 期日：一月十八日(水)  
 時間：後一時半～四時半  
 △歯科衛生講座  
 一、三〇〇～三、〇〇〇  
 ・テーマ「歯科の疾病と健康管理の関係について」

◆第六回講座 / 開講式と反省会  
 期日：一月二十九日(月)  
 時間：後一時半～四時半  
 ・開会式 / 一、三〇〇～三、〇〇〇  
 ・反省会 / 三、〇〇〇～四、三〇〇  
 ・テーマ「健康大学で学習してみて」

以上のような内容になっていて、四回座以上の出席者に知事と町長名で修了証を授与することになっている。主催者側では受講生全員で最後の懸念な努力を逞んでいます。



(47)

## 体協の活動

小野 一 二

予算 百一十円十九銭

五城目町で体育協会が結成され、発足したのは、大正三年(一九二四)十一月明治治理の日だつた。全県一の矢野崎グラウンドができて各種の大会が開かれるようになった。その運営のためにも体協の組織は必要だつた。また別の方法をすれば、グラウンド開設によって町スポーツ界が強い刺激をうけそれが体協を生み出したということにもなる。

参考までに、昔くと、秋田県体育協会の結成は、青森県について全国で二番目で、十二年四月のことである。また、県内で郡部で体協が組織されたのは五城目が最初だつた。昭和六年県体協の下部組織として各部支部がつくれ、南秋田郡体協が発足したときに町村体協は五城目だけだつた。そのため、郡体協は五城目体協そのものだった訳である。

五城目体協の役員は、会長に町長、副会長に小学校校長と警察署長が就任するようになっていた。警察署長が体協副会長と、この時役がわかれている。会の運営は部制によつて行なわれ、各部に幹事がおかれて小学校の教員がこたに当たっていたが、くわしいことはわからない。

昭和に入つて部制が整えられ、陸上競技部、庭球部、野球部、角力部、登山遠足部、剣道部、柔道部、卓球部、スキー部があった。毎年全町大会を開催している。昭和八年は次のようになっていた。

子算 百一十円十九銭  
 会長北島卯一郎 副会長石川房蔵 小野長 部長陸上 宮田御代 渡辺徳太郎 剣道 渡辺彦兵衛 柔道 渡辺道藏 角力 菊地米藤 登山 今村冬蔵 卓球 近藤泰助 スキー 八十八川弥兵衛

まことにそうそうたる役員の顔ぶれである。郡体協の会長は昭和六年からは渡辺彦兵衛が就任、事務局は五城目小におかれていた。体協の中で特に活発に活動し、競技人口の多かつたのは野球だつた。三年町民野球大会が初めて体協主催で行なわれた。後にこの大会は春秋二回となり、さらに春夏秋冬の三回になり、たくさんの観衆を集めて五小校庭や矢野崎で行なわれ、例えは、六年六月二七、八日の春の大会には、医師岡日新、古川町、長町、親野、学校などの町内や職場の九チームが参加していた。

六年七月、五小校庭西北隅に立派なバツクネットが完成した。この建設の費用は体協野球部長加賀谷直治の寄付によるものだった。彼のこの後も長町野球部をつとめた。また陸に陽に町民野球を育てた。また自分の会社にチームをつくり監督となつて、町内ばかりか能代木村がチチームと対戦するという野球狂だつた。

## 新しい農業を展開するための制度について

### ●法律について

「農業振興地域の整備に関する法律」が昭和四十四年九月二十七日施行された。

これを「農振法」または「農業興振地域制度」ともいいます。

この制度は今後農業を振興するうえの基盤となる地域を明らかにするとともに、このような地域(農業振興地域)といふのが近代農業振興の要諦といふべきであらう。

### ●なぜ必要か

ここ数年の経済発展により、農業部門にも著しい影響を与えておきます。特に農地の侵食は著しく住宅や工場の進出で土地利用の低下、用水路や農道などの農業施設の破損、都市公害などが次第に農村地帯に波及してきております。

### ●この制度の内容

(例)知事が町と協議のうえ指定します。その地域は都市計画法による市街化区域や規模の大きい森林等を除いた地域が指定の対象になります。

今後おのおの十年以上にわたつて農業のための土地として利用すること(面積二百ha程度以上)であること。ただし山振地域では面積百ha程度以上のものであること。また、農業以外の土地利用の必要性を認め、これら相当長期にわたつて農業に利用する土地である事

### ●この制度の内容

この制度は今後農業を振興するうえの基盤となる地域を明らかにするとともに、このような地域(農業振興地域)といふのが近代農業振興の要諦といふべきであらう。

この制度は今後農業を振興するうえの基盤となる地域を明らかにするとともに、このような地域(農業振興地域)といふのが近代農業振興の要諦といふべきであらう。

◆開式と第一回講座  
 期日：十月三十一日(水)  
 時間：後一時半～四時半  
 内容：開講式一、三〇〇～一、〇〇〇  
 △総括 一、〇〇〇～三、〇〇〇  
 ・テーマ「我が町の保健衛生業務の推進方策について」  
 講師：五城目町長加賀谷力司  
 △健康増進講座  
 三、〇〇〇～四、三〇〇  
 ・テーマ「健康の基本理念について」  
 講師：五城目保健所長 今村久吉郎

この内容でこのほど実施しました

この内容でこのほど実施しました

# 衆議院議員の選挙は来月十日

解散による衆議院議員総選挙は十一月二十日に公示され、十二月十日(日)に投票が行なわれることになりました。

衆議院議員の選挙権のある者は日本以上者であつて年齢が満二十才以上の者で、禁治産者や一定の処罰者でなく、さらに「昭和四十七年八月十九日以前から引き続き町内に住んでいる者」であります。

つまり、転入届をして住民票が作成されてから三カ月以上になりしかも、選挙人名簿にも登録されている者でなければなりません。

名簿の登録は、十一月十九日を基準日として計算し、転入してから三カ月以上の者は登録、転出後四カ月経過の者と死亡者は抹消します。

転入してから満三カ月を満たしている者は前の住所地で、転出後四カ月を経過しない者は町へ来て投票すること。

ただし、年齢については十二月十日までに満二十年に達した者(昭和二十七年、十二月十一日以前の出生者)は、選挙権があります。

新登録者名簿の繰らん  
有権者の登録漏れ、選挙権のない者の登録、二重登録等を予防し、選挙人名簿の正確を期するため名簿に登録した者を記載した書面を、次により繰らんとします。

繰らんの期間  
十一月二十日(二十一日(二日間))  
繰らんの場所  
縦らん

期間は十一月二十日(告示日)から十二月九日(前日)までです。正し、手続きで投票して下さい。今回は、衆議院議員の選挙と同時に、最高裁判所裁判官国民審査の投票も行なわれます。

入場券の配付  
選挙では、いつの選挙でも入場券を発行しますが、転居のため居住先が不明で送り返されるものが百件以上あります。これらは、その大部分が無届けのものといふは誤った届けによるもので、す。

転居、転入の届は、自分の居住する場所をよく確かめた上で役場へ、定まつたらすぐ届け出るとともに、町内会長、町政協力員の方へも必ず届けして下さい。

この手続きは、選挙の入場券を確実に期限までに受け取れるだけでなく、同時に子どもの予防接種等をはじめ、各種の通知や配付物に通ずることですので、是非行なってください。

不在者投票  
今回の選挙で不在者投票が出来る。五城目小学校でおこなわれる。

昭和四十七年度  
後期技能検定の実施について

一、職種実施  
鉋削アーク炉溶解、立戻盤加工、数値制御盤加工、平刺り盤加工、シグ中ぐり盤加工、ホブ盤加工、精密器具製作、機械検査

打出し板金、建築板金、時計修理、電子機器組立て、和裁、中衣縫製、寝具製作、ガラス施工建築大工、鉄筋組立て、機械木工、機械製図、配電盤製図、建築製図、構造物現図製作、写真植字、印章彫刻

実地試験は、一級及び二級に区分し、実地試験及び学科試験を行なう。

二、実施等級  
秋田県技能検定協会から通知する。

三、技能検定試験の実施期日及び実施場所等

○実地試験  
①手数料  
実地試験の手数料は、検定職種ごとに次のとおりです。

②学科試験  
③実地場所  
秋田県技能検定協会から通知する。

④実施期日  
昭和四十八年二月十八日(日)

⑤手数料  
千円

⑥実地試験  
実地試験は、次に掲げる場所において行なう。

⑦合格者発表  
実地試験又は、学科試験のいずれかに合格した者については、秋田県技能検定協会が書面で通知する。

⑧合格者の発表  
技能検定合格者の発表  
技能検定の合格者の氏名は四十八年三月二十七日(火)の県公報で公示する。

⑨入場券の配付  
入場券の配付は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、四十円切手をはったもの)を同封すること。

⑩申請書の納付方法  
実地試験の手数料の額(3)の①に定められた額)及び学科試験の手数料(千円)を申請書に添えて交付すること。

⑪合格者の発表  
技能検定合格者の発表  
技能検定の合格者の氏名は四十八年三月二十七日(火)の県公報で公示する。

⑫入場券の配付  
入場券の配付は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、四十円切手をはったもの)を同封すること。

⑬申請書の納付方法  
実地試験の手数料の額(3)の①に定められた額)及び学科試験の手数料(千円)を申請書に添えて交付すること。

⑭合格者の発表  
技能検定合格者の発表  
技能検定の合格者の氏名は四十八年三月二十七日(火)の県公報で公示する。

⑮入場券の配付  
入場券の配付は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、四十円切手をはったもの)を同封すること。

⑯申請書の納付方法  
実地試験の手数料の額(3)の①に定められた額)及び学科試験の手数料(千円)を申請書に添えて交付すること。

⑰合格者の発表  
技能検定合格者の発表  
技能検定の合格者の氏名は四十八年三月二十七日(火)の県公報で公示する。

⑱入場券の配付  
入場券の配付は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、四十円切手をはったもの)を同封すること。

⑲申請書の納付方法  
実地試験の手数料の額(3)の①に定められた額)及び学科試験の手数料(千円)を申請書に添えて交付すること。

⑳合格者の発表  
技能検定合格者の発表  
技能検定の合格者の氏名は四十八年三月二十七日(火)の県公報で公示する。

㉑入場券の配付  
入場券の配付は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、四十円切手をはったもの)を同封すること。

㉒申請書の納付方法  
実地試験の手数料の額(3)の①に定められた額)及び学科試験の手数料(千円)を申請書に添えて交付すること。

㉓合格者の発表  
技能検定合格者の発表  
技能検定の合格者の氏名は四十八年三月二十七日(火)の県公報で公示する。

㉔入場券の配付  
入場券の配付は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、四十円切手をはったもの)を同封すること。

㉕申請書の納付方法  
実地試験の手数料の額(3)の①に定められた額)及び学科試験の手数料(千円)を申請書に添えて交付すること。

㉖合格者の発表  
技能検定合格者の発表  
技能検定の合格者の氏名は四十八年三月二十七日(火)の県公報で公示する。

㉗入場券の配付  
入場券の配付は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、四十円切手をはったもの)を同封すること。

㉘申請書の納付方法  
実地試験の手数料の額(3)の①に定められた額)及び学科試験の手数料(千円)を申請書に添えて交付すること。

㉙合格者の発表  
技能検定合格者の発表  
技能検定の合格者の氏名は四十八年三月二十七日(火)の県公報で公示する。

㉚入場券の配付  
入場券の配付は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、四十円切手をはったもの)を同封すること。

㉛申請書の納付方法  
実地試験の手数料の額(3)の①に定められた額)及び学科試験の手数料(千円)を申請書に添えて交付すること。

㉜合格者の発表  
技能検定合格者の発表  
技能検定の合格者の氏名は四十八年三月二十七日(火)の県公報で公示する。

㉝入場券の配付  
入場券の配付は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、四十円切手をはったもの)を同封すること。

㉞申請書の納付方法  
実地試験の手数料の額(3)の①に定められた額)及び学科試験の手数料(千円)を申請書に添えて交付すること。

㉟合格者の発表  
技能検定合格者の発表  
技能検定の合格者の氏名は四十八年三月二十七日(火)の県公報で公示する。

# ごみについて皆んなから 知っていただきたい

最近のごみの量が非常に多くな  
つています。昭和四十年代には住  
民一人一人のごみの量が約四〇〇  
グラムであったのが、今では約千〇  
グラムに達してきています。また  
ごみの種類もいろいろ紙くず、木  
くずなど燃えるもの、ガラスくず、  
金属くずなど燃えないもの、ビニ  
ール、プラスチックなど燃えるとい  
うよりもとけるもの、耐久消費財  
財(粗大ごみ)であるテレビ、冷  
蔵庫、自転車、ストーブ、自転車  
など種々雑多です。

出る一般廃棄物(般ごみ)と  
商店とか会社、工場などの事業活  
動しているところから出る産業廃  
棄物(産業ごみ)と二種類、別け  
られます。  
一般ごみについては、町の責任  
において処理することが法律で定  
められており、各家庭から出すご  
みを運搬する日時及び一定の集積  
場所を決めて、焼却するとか埋立  
して処理しています。  
地域住民は、町の処理計画つま  
り、ごみを出すときは散らばら  
ないように袋に入れるとか、集め

る場所には定められた時間までに  
運んで置く、また燃えるものと燃  
えないものとに区分するなど協力  
しなければならぬ義務を法によ  
って定められているほか、町の定  
める計画に従い大掃除を実施しな  
ければならぬことになっていま  
す。  
また、「公共の場所」即ち河川  
公園、空地などごみを勝手に捨て  
ておけません。(ごみの不法  
投棄)

産業のごみについては、事業活  
動から生ずるものであるから、そ  
の事業者の責任において処理処分  
することを法によって定められて  
います。  
焼却施設などごみを処理する施  
設のない事業者は施設を造るまで

の間は、町に相談があればごみの  
量とか質を検討して処分するに支  
障のないごみについては、運搬し  
てきたものに限り焼却施設または  
埋立地をこれまでと同じように利  
用させています。  
しかし、一般のごみを処理する  
のにせいいっぱいであるので事業  
者から処理するよう相談があつて  
も、ごみの量及び質によつては、  
その処理をこわらなければなら  
ないこともあります。

このように、施設の処理能力に  
限界がありまして、事業活動から  
生ずるごみの処理に当つては、ご  
みの量、質にもなった施設を事  
業者が共同で設置するなどして自  
からのものは、自らが責任をも  
つて処理処分するようにしてい  
た  
きます。

## 私たちの子供会

五年生 小野 紅子

私たちは浦坂町の子供会の名まえ  
は、「山ぼと子供会」といいます  
。この子供会は、私の生まれる前  
からあったそうです。  
子供会は、月に一回、「第三日  
曜家庭の日」午後二時からやるこ  
とになっていました。

会員は五十人ぐらいですが、な  
かなかみんな集まりません。とく  
に、高岡小学校に入っている浦坂  
町の生徒は、前にはよく来たので  
すが、この頃きません。前に来て  
いたのだから来てくれてもいいの  
になあと思いません。それに、中  
学  
生たちは、いそがしくいそがしく  
どきしあきてくれません。  
子供会は、世話人のおばあちゃ  
んが、問題を出します。又みんな

で問題をを出し合つて、いろいろ発  
表してくれたい。紙芝居を見て聞  
りしてくれたい。それから、子供  
会のやることについて、みんなで  
相談します。それで、七月にはみ  
んなで大滝村へ遠足しました。な  
時には、みんなで学芸会みたい。な  
ことをします。そのときは楽しく  
音楽をやったり、クイズをやつた  
りします。時にはゴミひろいなど  
もします。六月にゴミひろいをし  
た時は、先びが写真をとって  
くれました。  
次に私の子供会に対する注文  
私たちの会ひは十円でしたが、二  
十円に上がりました。それで、お  
かしを求めます。女子がおか

しを分ける役目ですがぜんぶ分け  
るか分けないうちに、男の子たち  
は、そばにつきつきで、多いの  
を早くとり、もつとくれなどとい  
うので、わたしたちを、こまらせま  
す。  
また、子供会をやっているとき  
も、みんながやがやして、いつま  
でも話ができます。帰るのいテレ  
ビも見られませんか。また、子供  
会には歌があり、いつも歌つてま  
す。「野にさくたんぼ」といって  
「野にさくたんぼ」といって  
なで歌うとき、ふざけている人  
もいます。次に、そうじのことで  
すが、いつも同じ人だけやってい  
て、ほかの人たちは、無関心なの  
です。みんな助け合つて、かわり  
ばんこに、そうじ当番をしたら  
いいと思います。

女中小企業についての個別な  
処理に支障することは生活環境の保  
全上、要があることと認められる場  
合は、県が広域的に処理すること  
のできる事業について企業から排  
出されるごみの処理処分を行うこ  
とができるので、これに伴ない産  
業ごみの処理処分をするためにご  
みをきりだく破砕施設及びごみ  
を押しつぶす圧縮施設並びにごみ  
な焼却施設とか、埋立地の必要性  
等、これらの施設をどの地域に設  
置するかについて併せて検討して  
います。  
もちろん、県が企業から排出さ  
れるごみを処理するについては、  
法律でも定められているとおり、

このため県では、事業活動から  
生ずるごみの量及び質(有害物質  
を含むもの)などの実態を調査し  
これを衛生的に処理するための処  
理計画について検討しているこ  
ろであります。

## 自衛隊 募集要項

- 一、受付期間 昭和四十七年度 四月二十一日(日)〜十二月二十三日
- 二、採用予定数 陸上自衛隊生徒約 五二〇名 海上 約 一〇〇名 航空 約 一〇〇名
- 三、受験資格 昭和四十八年四月一日現在 十五才以上十七才未満(昭和三十一年四月二日〜三十一年四月一日出生者)の男子で中学校を四十八年三月卒業する見込みの者及びそれ以前に卒業した者。
- 四、試験 ①第一次試験 (一)試験科目 筆記試験(国、数、社、理、英、課題作文) (二)科目 自衛隊地方連絡部所在地 (三)試験期日 一月二十日(土)
- ②第二次試験 (一)試験期日 一月二十日(土) (二)場所 自衛隊地方連絡部所在地 (三)科目 口述試験、身体検査、適性検査 (四)身体検査の合格基準 身長 十六才未満一五〇cm 以上、十七才未満一五二cm 以上
- 五、志願書類の請求及び提出先 秋田市山王四丁目三三四 自衛隊秋田地方連絡部
- 六、提出書類 (一)志願書(所定欄に六ヶ月以内 に向つた写真をほる二通) (二)受験票(同上と同じ写真をほる一通) (三)受験交付のため返信用封筒(あて先明記、返信用切手をはる)一通
- 七、合格者の発表 四十八年三月六日(火)自衛隊地方連絡部に掲示、本人に通知する。不合格者には通知しない。

埋立地の買収費用、各種機械の購  
入費及び施設の管理運営費並びに  
減価償却費等に対し、利用者から  
分担金あるいは利用料金を徴収す  
ることになっているので承知く  
ださい。  
以上法律の改正に伴ない、事業  
活動によって生ずるごみの処理処  
分について概要を申し上げたこと  
であります。これについて、  
詳細に知りたい方は所轄保健所に  
連絡すれば説明いたすことにな  
つていますのでご利用ください。

# 地域住民の皆さんに訴えます

## 「酒のみ運転防止」に

ご協力ください

五城目警察管内で今年に入つてから酒のみ運転を行ない検挙された人は全部で八十五名、このうち事故を起した人も含めて運転中に逮捕された人は四十名にのぼっています。

「酒のみ運転」を警察でなぜきびしく取締りしなければならぬのか、これは、大きな事故に発展

する危険が一番多いためであることと事故によって死傷などの被害を受けた家庭はもろろのこと、事故を起した運転者の家庭も「多額の損害賠償」の支払いや、回復できない傷害のため不幸な家庭が、一瞬に破壊されるなど不幸に立っている例があまりに多いことなどからです。

このような不幸な事故から地域住民を守るため警察では昼夜の区別なく全力をつくして取締りにあたっているのですが、依然として酒のみ運転が潜在的に行なわれている状況であり、そのため、常に地域住民はこの悲しい事故の危険にさらされているわけでありませう。

このような不幸な事態を未然に防ぐためには酒のみ運転を追究しなければなりません。そのため、地域に住んでいる皆さんのご協力が必要であります。

「私に限って」「私の夫に限って」「父さんに限って」「息子に限って」そんなことはないとお考え

### 秋田市仁別国民の森

十一月八日(日)

交通災害遺児を励ます為に行なわれたナベツコ遠足。バスに五人の子どもを乗せ、すばらしい秋晴れのもと僕達ローターアクトクラブ一行は、一路仁別国民の森へ向つて出発した。今日の主役は彼ら五人の子ども達。この日はばかり(いつもだけれど)我も童心にかえり子ども達にはしやぎ騒いだ。なんとほや大騒ぎ。どっちが子どもやろ?

おきれない、子ども達もとうとう仕方なしには言ってくれなかった。仕方なしにはこの料理を作った責任、無理無理に押し込め、少しでも量を減らそうと務めた次第である。今度は腹ごなしに散歩やゲームとシヤレシヤレここでヘアピンダ、8ミリの川に落してしまつたのだ。結局我会長がズブ濡れになりながら探した。

帰りの途についたのは四時少し過ぎ。八時半に出発してから八時間以上も経過しているのにみんな案外元氣だ。ただどやどや張りについている奴もいる。それでも全員無事に我田舎に到着!



ここで痛切に感じたことは、子ども達にの暗さも感じられなかつたことである。我々アクト全員、暗れ暗れとした気持ちで二次会へと向つた次第です。

川村 信 啓

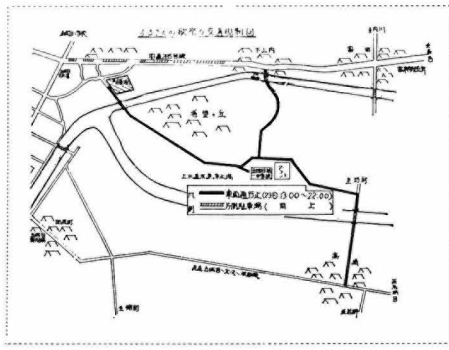
### ふるさとの歌まつり開催に伴う

## 交通規制について

来る二十三日は、NHK人気テレビ番組「ふるさとの歌まつり」五一中第二体育館でおこなわれます。

当日は入場する人や出演者係員等が相当混雑も予想されることと放送中(午後八時から九時まで)の電波障害等を防止するため、次のような内容で交通を規制します。

- ▽規制時間 十一月二十三日 午後一時二十時
- ▽規制区間
  - ・広ヶ野橋から五一中に至る区間
  - ・下山内橋から五一中に至る区間
  - ・坊村橋から五一中に至る区間
- ▽この間通行できる車
  - ・放送局、夜場関係者は、ステッカーを貼つて通行できるようにします。
  - ・なお広ヶ野、希望ヶ丘町内車所有者にもステッカーを貼つていただきます。
- ▽老人クラブ関係の送迎
  - ・広ヶ野橋の附近に、交通指導本部を設けていますので、老人クラブ会員を送り迎えるときは、本部の許可を得てください。



### 五城目警察署

えになることは大変危険であります。酒やビールが少しでも体内に入るとどんな元氣な人でも正常な状態に影響が起きます。

自分達の平和な家庭を守るためにも次のことを申合せなす。

法で実行してご協力ねがいます。

一、車を運転する人に厚意を示す

二、車を運転する人が酒を飲んだらみんな酒を制止すること

三、車を運転する人が酒を飲んだらみんな酒を制止すること

四、町内、部落で酒が伴う会合を催したときはそのことを事前に知らせて車を持って来ないようにはかつてやること

五、会合に事前の連絡なく酒を飲ませるようなことはしない、やむなく飲ませた時は主催側で責任を持つてタクシーで送り届けること

六、「むじし」などの会合は酒が伴うことが多いので車では行かないこと

七、道路などで酒のみ運転を見たら通報すること

八、道路を酒によってふらついていたり自転車のつてぶらぶらと罰せられますからお互い注意すること

### 五城目警察署

来る二十三日は、NHK人気テレビ番組「ふるさとの歌まつり」五一中第二体育館でおこなわれます。

当日は入場する人や出演者係員等が相当混雑も予想されることと放送中(午後八時から九時まで)の電波障害等を防止するため、次のような内容で交通を規制します。

### 五城目警察署

来る二十三日は、NHK人気テレビ番組「ふるさとの歌まつり」五一中第二体育館でおこなわれます。

当日は入場する人や出演者係員等が相当混雑も予想されることと放送中(午後八時から九時まで)の電波障害等を防止するため、次のような内容で交通を規制します。

## 広報

仁別に到着と同時にもう長さは人の仕度、今日の献立は、アクト名物キリタンポである。僕達がつかっている間、子ども達は少しも腹をすかせようと、ペレーにバトミントンに大々ツルしている。

待望の昼食、大きな鶏一つ用意されたキリタンポ。絶対においしい。誰れもおいしいと言

### 昭和四十六年分所得税の優良青色申告者決まる

色申告制度が発足し、既に秋田北税務署内からは八名選定されておられます。

四六年分は、つぎの三名の方が新たに誕生しました。

優良青色申告者とは、申告納税制度の本安を実現するため、安定して継続性のある誠実な青色申告をしている納税者で、実地調査申告の内容を信頼して、実地調査

を原則として省略するという制度です。

一人でも青色申告を申請しそして優良青色申告者となることを望んでおります。

・ 男鹿市船越  
平塚亮太郎(医薬品)

・ 秋田市七崎港西二丁目  
加賀谷敏治(鮮魚卸)

・ 秋田市七崎港中央一丁目  
竹中力吉(酒小売)

# 暮らしの案内

第十九回 NHK青年の主張全国コンクール

## 出場者募集 !!

成人の日恒例の「NHK青年の主張全国コンクール」は、回を重ねてことしで十九回を迎えますが、ただいま、その出場者を募集しています。

このコンクールは、広く全国各地の青年に意見発表の場を与え、現代の青年が何を感ず、何を考え、何を訴えるかを、一般に訴えるとともに、現代の若い世代の清新で建設的な意見を交換するために行なっているものです。ことしの課題は

- (1) 地域社会とわたし
- (2) わたしの父親論
- (3) わたしの海外体験から
- (4) わたしの選んだ道
- (5) 青年として訴えたいこと
- (6) 五つの五つ

参加資格は、出場しようという都道府県に居住し、昭和二十二年四月一日から昭和三十三年四月一日までに生まれたかたで性別、職業、学歴は問いません。

コンクールに出場したい方は課題の中から一つを選び、五分以内で発表が終わるよう、四百字詰原稿用紙三〜四枚程度に意見をまとめて、NHK秋田放送局「青年の主張コンクール」係までお申し込み下さい。原稿締切りは、十一月十六日(月)です。

総合テレビ毎週木曜日午後八時

「ふるさと」の歌まつり」

五城目町から

公開生放送

出演 五城目町、田沢湖町のみなさん

民謡、万才など

出演 五城目町、田沢湖町のみなさん

民謡、万才など

## ごみ収集日

12月のごみ収集日はつぎのとおりです。

町名	12月			
	1回	2回	3回	4回
希望ヶ丘		5	12	20
田代町		6	13	21
広野町		6	12	20
御蔵町		6	12	20
長崎町		6	13	21
仲町		6	13	21
米沢町		7	15	22
沼地町		7	15	22
煙草町	1	8	16	23
久保町	1	8	16	23
新久保町	1	8	16	23
雀川町	2	9	17	25
古川町	2	9	17	25
紀元町	4	10	19	26
川原町	4	10	19	26
新池町	4	10	19	26
香川町	4	10	19	26
中原町	4	10	19	26
岩館町	4	10	19	26
内馬場	13	29		
富津	13	29		
馬場	14	28		
面川	14	28		
大川	14	28		

収集日程を変更する場合がありますのでご協力ください。

## 12月 残飯類収集予定

希望ヶ丘	1・5・8・12・16
田代町	20・23・27
今川町	2・6・9・13・17
原野町	21・25・28
池田町	4・7・10・15
岩館町	19・22・26・30
仲町	
米沢町	
沼地町	
煙草町	
久保町	
新久保町	
雀川町	
古川町	
紀元町	
川原町	
新池町	
香川町	
中原町	
岩館町	
内馬場	
富津	
馬場	
面川	
大川	

## ヤング登場

## 青春とは何か



杉 沢 石 川 和 雄

たしかに政治も悪い、その政治は我々が選んだ人間がつくったものだとなる、選ぶ人にも責任があります。

よく青年の中には、職場を転々としていて人がいます。そういうひといきびしい状況から逃がれるにげるのはなく、できただけでがんばらば、たまたまだけあるべきだと、それが若者らしい生き方ではないでしょうか。このたまたまなしにはどんなグループ・プアグループに入っても無意味に時をすごすだけだと思います。

わたしは青年もやがては年老いどうせ、いずれは死ぬのです。ならば一度だけ与えられたこの青春をただだんとなく、ムダにすごすのではなく、正しいことのために美しいことのために精一ぱい、生きぬくべきではないでしょうか。

自分だけの幸せの為にではなく、自分を含めたものも大きい幸せのために……人々の幸せのために生きべきではないでしょうか。

生活が多様化しているといえ、それまでですが。それだけ青年期というのは何かをつかみたい、くれない青春を送りたい、生きがいを求めたい、という青年の現実がそうさせるのだと思います。

僕自身も今、四つのグループ、サークルに参加しています。その中には、いきがい、自分のなやみ等を話し合います。そうなると思いがはくちゅうし、ケンカになることさえあります。

アン真理子のうたに「あしたという字は明るい日とかくのか」という一節があります。たしかね、青年の未来は明るいのです。しかし、いまは暗いのはたして明るい明日はくるでしょうか。もしそうだとしたらとっくにこの世は明るくなっているはずですが、よくいわれることですが米価が上がる、それは政治が悪いから悪い、公害が発生した、それは政治が悪いからだ……という風に政治に責任を転化させる。

## 「詩」

人間はだれしも一生に一度は死にたい時期がある。その意味で最も死に近しい季節である。

それは青年がいかに激しく生きようとしていか意味している。青春期の生命がガラス細工のようになつていく、それとともういわれる、それとともういわれる、死さええられた人間の勝利ではないか。それは人生の最大のヒレツツな手段である。